

障害者支援センター運営委員会・第3回作業班議事録

■開催日：平成19年4月17日（火）1時30分～4時30分

■場所：ラポール3階 会議室Ⅱ

■出席者：委員6名（欠席2名）

谷口委員・原田委員・三橋委員・室津委員・下山委員・長谷山委員

■次第

1 報告事項

横浜市社会福祉協議会人事異動について

2 協議事項

(1) 障害施策の動向について

(2) 障害者支援センター事業の地域展開について

(谷口委員長)

地域展開については、「50年かかってもこうしていこう」というものを考えて組み立てないと、その本筋が見えてこない。もう一方で社協の中の障害者支援センターについてだが、社協が地域社会にどういう方法論で取り組んで行こうとしているのか見えてこない。ケアプラザではかなり綿密な取り組みをおこなっていたり、夜まで仕事をしたりと、みんな苦勞をしているようだ。その取り組みが始まり、これだけケアプラザを整備してきた横浜市はすごいと思う一方、それでは地域をどう見て、どう取り組んでいくのか、この巨大な都市のなかで地域社会をどう見据えて、どういう特性があつて、それぞれどのように動いていくのか、を念頭に置かないと地域展開は上手く見えてこない気がする。

(武井課長)

資料1にもとづき、4月1日付けの職員人事異動の説明。

2 協議事項

(1) 障害施策の動向について 福祉局障害支援課在宅支援係長鈴木氏から説明。

(鈴木係長)

担当業務は障害者支援センター、地域活動ホーム、作業所、小規模通所授産、精神分野では生活支援センター、退院促進事業。資料「障害者地域作業所等の移行状況」に基づき説明。

運営委員会型の作業所は82ヶ所、小規模通所授産施設が24ヶ所。後者は平成13年度、国が社会福祉法人の規制緩和をしてできた施設。また、経過的小規模通所授産施設が13ヶ所。これは国の認証が必要だが、個別給付事業、地域活動支援センターに移ってもらうため、市が1年間を限度とした経過的措置として位置づけているもの。地域活動支援センター作業所型は

49ヶ所。小規模通所授産施設から個別給付事業所への移行は2法人5ヶ所。結果、法人格で運営されているところが113ヶ所となった。運営委員会方式の地域作業所は、横浜市の意向としては活動の継続性、安定性を確保する観点から法人格を取得して、地域活動支援センターや個別給付事業所への移行をお願いしたいと思っている。在援協は、保護者と一緒に場を作り、団体の取りまとめ、また制度を充実させるための運動体として動いてきた。行政からお願いしたことではあるが、団体が法人格を取得したことでどう変わっていくのかを考えたい。今後独立したNPO法人はどうしていくのか。自立をしていくのか、それとも法人格は取得したが、運営委員会型の時とあまり変わらないままでいくのか。支援センターも運営委員会の時と同じ支援をしていくのか、それとも法人として独り立ちしていけるように支援していくのか。運営委員会型の地域作業所を経ないでNPO法人格を取得して地域活動支援センターとしてスタートしているところもある。直接行政に相談があって、それなりに危なっかしい面もある。これまで「地域作業所をつくりたい」という相談を受けて一緒に作っていくというやり方をしてきたが、今後、先に法人格を取得してしまった所とどういうふうにつき合っていくのか、ということも課題だと思う。またそういった法人が支援センターからの支援を必要と思うか、ということもある。もし支援センターが地域活動支援センターも含めて支援をしていくと言ったときに、引き付ける力や求心力があるのかということが大きな課題だと思う。財源面からは、地域活動支援センターから個別給付事業に移行していただきたいが、その時に、支援センターがどのように関わっていくのか。行政が運営委員会という任意団体に補助するのはいかなものかという指摘があり、支援センターに受け皿になってもらっていたが、地域活動支援センターについては法人格を取得しているので、市が直接補助をすることもできる。その時、支援センターはどうするのか、ということだと思う。支援センターがどのように存在意義を持ち続けるのかということは難しいことではあるが、早急に方向性を見出していくべきものだと思う。これまで培ってきたものを活かして頂ければと思う。

(谷口委員長)

人材の確保は大丈夫か。これは、大きな問題で看護師が揃えられず、人材派遣会社と契約をしている施設もある。入れ替わり立ち代り看護師が入るので、やり方が違ってしまう。こんなことで現場は持つのだろうか。

(鈴木係長)

給与水準は厳しい現状。生活介護は看護師の配置義務があり、訪問看護ステーションと契約して確保しているところもあるようだ。募集をかけても応募がないということはある。

(鈴木係長)

地域活動センターだが、まだ基準が不明な時期に、直接横浜市にコンタクトがあったところもあって、ある程度話しが具体化した段階では支援センターに繋いで一緒に関わってもらった。最終的には支援センターに支援していただいている。

(下山委員)

地域生活支援センターの場合、支援センターとの連携で関わっていくということか。

(鈴木係長)

立ち上げ支援を支援センターにお願いして、地域活動支援センターとしての登録や設置費の補助は横浜市が、運営費の補助は支援センターにと考えている。

(小嶋次長)

自立支援法について様々な団体が相談にくる。「今後どのように展開していけばいいのか」という相談が多くある。インテークの部分が最近の業務として増えている。

(室津委員)

グループホームは、NPO法人を取得してグループホームを設置したところが既にある。

(小嶋次長)

社会福祉法人は横浜市が監査をするが、NPOの所管と認可は県で、一体どこが責任をもつのか見えにくくなっている。知的障害のある人への支援内容は見えにくくなると思う。

(谷口委員長)

こういったことに関しては区のレベルで束ねていくことはあるのか。

(鈴木係長)

いいえ。区の業務は個別給付の支給決定。県に手続きをした事業所が、区役所の窓口に来て「支給決定を」といっても、情報がないために「そんな事業所ありましたか」ということになってしまう。県からこういった事業所が登録したという情報がないと市も区役所も分からない。これまで横浜市は政令指定都市で、色々なものが見えていたが、また県に戻ってしまったものがあるので、そのあたりの混乱があると思う。個別給付の支給決定、日中活動の紹介、区の中の資源をどうしていくか検討する地域生活支援会議はあるが、仕組みとして動かしていくという機能は区役所にはない。

(室津委員)

GHの援護の実施機関は、前の居住地で、関わる区役所は前区。生活保護も国民健康保険も前の居住区。現在暮らしている区のことを知らない前区のワーカーが対応することになる。他区から入居すると何も知らないまま、まとめる機能どころか区はGHができたらしいという情報しか持っていない。今までだとB型は社会福祉法人格ということで、大まかに見当がつく。NPO法人の場合、どのような法人で、どのような人が住んでいるかも分からないということが起きている。今までは、大きな法人が作るGHと、そうでなければ運営委員会型のGHで支援センターが絡んでいた。障害者福祉の経験が無いNPO法人がGHを作って、そのGHに関わる団体が何も無い、ワーカーも把握していないという状況である。

(小嶋次長)

措置の時代には、市が社会福祉法人施設の処遇監査を行っていたが、支援費が導入されてから行なわれているのか。

(鈴木係長)

行っている。やり切れているとは言えないが、監査は行っている。

(小嶋次長)

NPO法人が運営するグループホームへ処遇監査を実施できるか。

(鈴木係長)

事業者指定をする権限は県。指導監査は県が実施することになると思う。一方、横浜市単独の運営費加算をしているので、その助成金の条件としての監査はある。経理的な監査は事業者指定を行った県が行い、横浜市はどのような援助活動が行なわれているかという視点で行っていくことになるだろう。措置時代のような措置権者としての処遇監査のような明確な根拠があるわけではないが、役割分担をすればしたら、そういった役割分担になるだろうと思う。

(谷口委員長)

バラバラの対応では怖いという印象がある。当事者からの評価はあるのか。

(小嶋次長)

苦情申し立てしかないと思う。

(鈴木係長)

介護保険の事業者には介護サービス情報の公表が義務付けられているが、そういったものが入ってくるという情報は今のところない。

(小嶋次長)

事業者としての情報公開は義務付けられているが、基準が無いので、いわゆる評価の一律的な網が掛かっていない。一番関わりが薄いのがNPO法人 GH だと思う。社会福祉法人はそれなりに基盤整理ができていだろうし、運営委員会立は支援センターが微々たるといっても把握させていただいている。

(室津委員)

例えば川崎出身の障害者 4 人を集めて横浜市で GH を設置すれば県の所管となってしまう。横浜と川崎の両方からの目が行き届かない。

(谷口委員)

まず情報のネットワーク、提供の仕方を県が考えるべきだと思う。

(室津委員)

ワムネット事業者情報を公開しているが、県の登録が間に合わず、検索すると神奈川県内にサービス提供者が「0」と出てきてしまう。

(原田委員)

介護保険関係のNPO法人運営の GH は統廃合がすごい勢いで進んでいるといわれている。1つのNPOでは経営が立ち行かない状況で、企業がそこに入ってきて、みんな買収していくという。1つの企業がNPOの GH を買い取って、80、100の単位で経営するような企業が出てきたり、1法人1ホームでは経営が出来ないので、NPO同士が1つになるという動きが出てきている。かつて厚生労働省が、社会福祉法人に1施設では経営が無理なので多機能で

やりなさいと指導した方向で、今は現象的にNPOに出てきている。地域に根ざしてやりたかったNPOが立ち行かなくなってきた。そう考えると運営委員会方式がNPO法人格を取得しても、NPOの支援をする中間支援組織をどこかに作っておかなければ、「小さいNPOができてきたから後はOK」ということにはならないと思う。この支援センターがその中間支援組織の役割をどう果たしていくのか、その時に3つくらい機能があると思う。1つは経営的にどう安定させていくかという支援、もう1つは運営委員会の良さを活かした運営支援、最後に絶対大事なのは専門的な支援ができるのかどうかだと思ふ。運営のノウハウは支援センターはもっているわけだし、専門性も当然持っているわけだが、自立支援法なりなんんりの経営的な部分で、それぞれが自立できるだけの支援ができるのかどうかは今一番弱いところの1つなかなと思っている。この部分を支援センターがきちんとやらないと法人格を取ったから後はバラバラでいいというのでは今まで築きあげたものがなし崩し的になってしまうと思う。横浜市として障害者支援センターのあり方について先手を打っておく必要があると思う。

(室津委員)

小規模であるということ横浜がこだわってきたのはなんなのか。それは当事者がコントロール可能ということだと思ふ。小さい作業所やGHだから、そこに住んでいる人やその親が、そこをどうするのかコントロールできた。今の介護保険みたいに1つの企業が多くの施設を経営するような形は、そこに住んでいる人やその親が何を言っても変わらない、自分たちがコントロールできない組織になってしまっていて、自立支援法でもビジネスモデルが強調されていて、何と何を組み合わせると経営的に成り立つのかという議論がほとんどである。その方向をとれば経営的には安定して、良いサービスが提供できるということになるが、当事者がコントロールするというとはどんどんかけ離れた方向になってしまう。やはり横浜で今まで大切にしてきた当事者がそのサービスをコントロールできるということを残すために小規模で運営できる環境をどう作り続けるかがポイントだと思ふ。横浜市はいろいろ上乘せしていただいているが、ビジネスモデルでサービスを提供する大型の法人でなければ運営できないという状態にならないようにするためにどうするのか非常に大きな課題だと思ふ。また、自立支援法は事業者と利用者で分かれて、利用者は事業者のやり方が気に入らなければ他の事業者へ移ればよい、悪いところがつぶれていけばよい、自由競争で質が上がる、という前提に立っている。横浜は一緒に作っていく、ということを原則にやってきていて、問題があったらそのサービスを育てていくというやり方だった。どちらの道を選ぶのかということだ。

自由競争はサービスをたくさん使えば使うほど、事業者が儲かってサービスが良くなっていく。そういったところを親もだんだん選んでいく。この理屈で行くと行政は破綻してしまう。横浜でやってきたのは最小限の補助で一番効率の良いサービスを作り出す仕組みなのだと思う。当事者が一緒に作っていくサービス提供を担っていくところをどうするのか、この2つをきちんとやらないとぐちゃぐちゃになってしまう。実際法人格を取得しないと制度が使えなくなってしまう状況があるが、運営委員会でやってきたことの哲学をどう壊さないか、そういう支援

をどう続けていくのか、ということ崩してしまうと横浜の障害者福祉は壊れてしまうと思う。

(谷口委員)

介護保険施設の小規模多機能だが、こじんまりとした人的ネットワークで出来上がっていくと承知していたのだが、東京のある区では区立で大きなものを作った。それを運営するのは他県の法人。こういったことが自立支援法でも起こってくるのではないか。私は小さな町のなかの地域のネットワークのなかでみんなが生きて、いろんなことで支えられていくというイメージがあったのだが。

(鈴木係長)

自立支援法に、事業者という考え方が入ってきて、そういう意味では室津さんも三橋さんも事業者。営利活動的に聞こえるということもあるし、そういうふうになっていくのかな、と思う。確かに地域生活支援センターを運営したいという相談が企業の方から寄せられることがある。法人格があれば営利法人でも構わないので、企業がいつ参入してきてもおかしくない状況だと思う。

(谷口委員長)

介護保険については、サービスの質が変質してきていると思う。東京のある区ではケアマネジャーは「客を開拓して来い」と毎度毎度言われ続けているので辞めて、自分たちで理想のケアマネをやりたいと事業者を開いたら1年経ったら撤退せざるを得なくなってしまった。経営に徹して経営が上手く、ケアマネは客引きだ、と言っているような事業者が生き残っている。室津さんがいう小規模であることと当事者がコントロールできること、その運営が保持されることは非常に大事で、横浜がそれをどう守っていくのか考えていかないといけないと思う。

(小嶋次長)

小規模の単位で運営していけることは大事だと思うが、職員という観点から見ると、そう何人もキーパーソンを育てることはできず、育てるのには時間がかかる。ましてや理念が分かっている人、実践できる人は時間がかかる。小規模でも運営できるけれども、スタッフは共有できるシステムを考えていかないと潰れていってしまう。

(室津委員)

1 運営委員会 1 作業所といったところが、この人材確保が難しい時代に生き残っていくのは、経営力以上に難しいことだと思う。例えば GH で職員が辞めずに 5 年頑張ると経営できなくなってしまふ。非常に矛盾していて一定の経営規模がないと続けられない、でもそれで経営規模だけ求めていってしまうと全然違う道にいつてしまふ。この辺で、という折り合いをつけないと小さすぎる経営は上手くいかないし、大きくするにしても小さいなりの動きと当事者のコントロールができるかたちにしておかないと、歯止めが利かなくなってしまう。

(谷口委員長)

そういったシステムの要に支援センターがなれないのか。

(小嶋次長)

どういシステムだとそれが実現できるのかはあるとしても、その基本線について団体はどう思っているのか一度確認しておく必要があると思っている。支援センターばかりが「こうやります」と引っ張っていくものでもないので、皆さんの意見の積み上げのなかで、そうになっていくのであれば考えるが、皆さんがどう思っているのか確認すべきと思う。

(原田委員)

人事の仕組みをどうするかということと、もう1つは前も議論があったが、人材バンクのようなものをどう作っていくか支援協時代にも課題があった。社協となったときに人材センターを持っているが、どうなったのか。

(池田課長)

県社協にあって、人材センターは県庁所在地にしか設置できない。

(原田委員)

市社協として福祉人材について展開できればと思ったのだが。

(谷口委員長)

県の社会福祉事業団が全体的な運営の見直しのなかで行き詰っていて、保養所を次々に閉鎖している。次に考え出したのが人材をどうするかということ。県立大学とタイアップして何か考えられないかと相談されている。横浜市で人材センターができないのは変な考え方だと思う。

(下山委員)

強化型活動ホームがNPO法人格を取得してから問題になっていることはないか。

(三橋委員)

NPO法人になったばかりだが、とても事務量が増えた印象がある。NPO法人格取得の事務は支援センターが準備いただいたので、短期間のうちにこぎつけたが、それがなかったら一斉にNPO法人になることは難しかったと思う。ただ、やはり活動ホームのなかでやらなければならない事務量は格段に増えたと思う。一方で活動ホームと地域活動支援センターとは良く似た性格をもっているなので、職員や利用者への混乱は少ないと思う。

(下山委員)

デイサービスの時間の拘束がなくなったが、時間が短くなるようなことはあるのか。

(三橋委員)

それは無いと思う。念を押したいと思う。今はくれば1日のカウントできるが、報酬が非常に減った。さかえ活動ホームで1千万。ただそれをカバーする加算があるので、差し引きで300万円程度マイナス。

(下山委員)

強化型活動ホームで生活介護をおこなっているところはあるのか。

(小嶋次長)

まだない。とにかく1回足並みを揃えて市町村の事業に入ったわけだが、利用者のなかには、生活介護が適している方もいるので、デイサービス部分に生活介護をオプションでいれるとい

うことは考えられると思う。生活介護をおこなう可能性は十分にあると思う。

(室津委員)

最低30人揃わないと生活介護はおこなえない。20人+10人が必要。30名いないといけないということは1つ大きな課題。強化型の大きさで30人いないといけない。また、実際に利用している人のなかで、負担が異なるのも課題。

(谷口委員長)

「お元気ですか」の記事にも自立支援法上での課題やどうやって生き抜いていくのかという情報を提供していく必要があるのではないかと。

(2) 障害者支援センター事業の地域展開について

(小嶋次長)

本日はまず、社協と支援センターという視点で皆さんに議論をいただきたい。次に3事業の基盤強化と支援センターとの関係について議論を深めていただきたい。なお、前回の作業班で議論した自立支援協議会について報告させて頂きたい。自立支援協議会はサービス提供者で構成されていて、そもそも障害者や家族の皆さんの意見を吸い上げるようなシステム、構成になっていないという課題提起がされたが、横浜市に確認したところ、自立支援協議会の構成員として障害者、家族が位置づけられていないことが分かった。基本的にはサービスの提供機関が構成員として列挙されている。今後の運営について確認したところ、すぐに障害者とか家族を構成員にしていくということは、生活支援会議が自立支援会議に衣替えしてきた経緯があるので、経緯を見守るということだった。また横田さんや渋谷さんなどの当事者の皆さんが、「あのなかに障害者や家族が入ったとしても、話しが活かされていくのかどうか、大変疑義がある」というご意見があった。横浜市のなかで各区にある自立支援協議会を纏め上げていく組織として横浜市自立支援協議会が発足し、そこには当事者から渋谷さん、家族からは長谷山さん、そして支援センターも入り、精神関係の方も入って、横浜市全体のことを見渡していくシステムというか機関ができた。そこでの議論は、しばらく各区にある自立支援協議会の動き方を把握して情報を集め、そして分析をして、その上で今後どうしていくかを決めていこうということになった。各区でどういう動きになっているかが集約できていないということだ。これについては逐次、運営委員会に報告していきたいと思う。現在、各区にある自立支援協議会に支援センターの関係者が参加している。位置づけは無いが、1、2区を除いて参加している。各区の自立支援協議会に支援センターの職員が入り、横浜市の自立支援協議会に支援センターが入って、区と市の視点から障害者と家族の位置づけをどうしていくか議論していきたいと思う。

それでは、社協のなかにおける支援センターの位置づけに関しても議論していく必要があるだろうということで、議論をお願いしたい。

(原田委員)

自立支援協議会だが、自立支援協議会の機能は、事業者のサービス調整会議の側面と、サー

ビスの強化の部分と、地域福祉の推進という3つである。今の話でいうと区ではサービス事業者の調整会議という機能が中心ということだが、そうなった時に評価の部分や障害者福祉を地域に広めていくための地域福祉の推進のあり方について、それをやらないということか。例えばそれは区社協でやるから良いということなのか、そのあたり市はどのように考えているのか。

(小嶋次長)

地域福祉の推進、社会資源の開発などの議論はしていくと思うが、評価というのはサービス事業者の集まりなので、できないと思う。

(室津委員)

自立支援協議会で評価してほしいと言われている。

(小嶋次長)

しかし自らも自立支援協議会に構成されている状況で、評価は難しいのではないかと思う。自立支援協議会で評価も行うとするなら分科会組織にするとか、なんらかのシステムを作る必要があると思う。そしてそこに障害者と家族が参加しているのであれば整理できるが。

(原田委員)

他の地域では分科会法式をとっている。全体の協議会は年に2から3回くらいで、あとは分科会や委員会を作っている。役割や機能を整理しないと、委員会ひとつで全部というのは無理だと思う。サービス調整会議がイコール自立支援協議会にしてしまうと本来の自立支援協議会の意図ではないと思うので、その部分を横浜市の場合どう担保していくのか、代替するのか、あるいは今後自立支援協議会のその機能を増やしていくということは支援センターとしても固めておいたほうが良いと思う。もし今後介護保険と一緒にになった時に、介護保険事業計画と障害福祉計画をすり合わせていく時に、自立支援協議会の役割を担保しておかないと、介護保険事業に足元をすくわれてしまうと思う。自立支援協議会を今年、来年でしっかりとしたものを作っていけないといけない。また、これは地域展開をどうしていくのか、ということとセットだと思う。障害者支援のシステムを市のレベルと区のレベルと、もっと小さなレベルとでどういう仕組みを作っていくのかという時に、各区にある自立支援協議会にはこういう役割が必要だという逆提案ができるようにしておかないといけないと思う。

(室津委員)

横浜市ではなく、他都市がどんな動きをしているか集めたほうが良いと思う。

(下山委員)

各区で当事者や家族が参加できるように話し合っただけが良い。部会でも良い。当事者や家族が参加していないというのは、地域福祉の推進をおこなう場であるとしたらおかしいと思う。

(小嶋次長)

市から動いていくよりも支援センターから各区にアプローチしていくほうが早いかもしれない。各区にアプローチしていったほうが形だけのものにはならないで済むかもしれない。それでは、社協と支援センターについてお話しして頂きたい。

(武井課長)

社協の組織の基本となる会員組織について資料に基づき説明。

・社会福祉協議会の構成を規定する109条に「指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする」とある。また社協の定款第19条で「本会は会員をもって構成する」とあり、20条に「本会に連絡会議、部会又は委員会を置くことができる」、「連絡協議会、部会又は委員会は、各福祉分野における事業、活動の推進、連絡・協議、行政等への施策提言等のほか、専門的事項について、本会の運営に参加し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する」となっている。社協の構成会員は「A」「B」「C」となっており、一般会員、行政会員、学識会員としている。現在のところ作業所やGHの会員は、一般会員という区分に入っている。また学識会員からの理事・評議員について、それぞれ2名は、一体化の際の経緯もあり、障害者支援センター運営委員会からの推薦となっている。今後、支援センターの所管する作業所やGHは、1つの部会として社協のなかに位置づけられ、支援センターがそこをまとめていくという形も考えられる。

(谷口委員長)

新規会員として会費を払って入っていくのはどうか、ということか。

(三橋委員)

今は、連絡会として会員になっている。それぞれが会員となっているわけではない。それぞれの区社協の会員となるのとは別に、市社協の会員となるということか。

(武井課長)

会費の設定については今後検討する必要があると思う。

(谷口委員長)

社協会員の議論のなかで必ず出てくるのは「社協の会員となるとどんなメリットがあるのか」ということ。会員になっても、ならなくても関係ないのではないかという話もある。そうすると情報提供や経営相談に応ずるとかそういう話になるのだろうと思う。そういった枠組みを示した上での呼びかけでないと、ただ単純な呼びかけではまずいと思う。

(小嶋次長)

支援センター関連のグループの塊として、社協のなかで位置づけて置くことで、支援センターは支援センターの役割を果たしていくが、大きな会員の塊があることで磐石なものにしていくことができると良い、ということ。また、社協の各セクションが少しずつ障害者関係の事業をおこなっているが、少し先の話として、支援センターが社協のなかの障害福祉専門部門になっていくことをイメージしておいたほうがよいだろうという話も出ている。障害者のことが各セクションで行われているが、そういったものを包括的に取り組んでいく構想も1つの道としてあると思う。直近の展開をどうするのか、ということと、少し先のことをどうしていくのかという2段階になると思う。

(三橋委員)

連絡会の皆さんにお勧めすることはできると思う。強制的にとはいかないと思うが、それぞれの連絡会でお勧めすることはやってもいいのでは、と思う。

(武井課長)

現在、運営委員会型の作業所や GH は一般会員に該当しているが、自立支援法の関係で、NPO法人や社会福祉法人を取得した団体があるので、今後構成を見直す必要があると思う。

(谷口委員長)

横浜市社協には個人会員はないのか。

(小嶋部長)

ない。区社協の一部では世帯を会員にしている区もある。後は正会員ではなく賛助会員として各世帯を会員としている区もある。個人が会員になっているのは町村部に多くある。

(谷口委員長)

それでは、次の団体支援に移りたい。

(室津委員)

支援センターとして精神障害者のことを対象としなくていいのか、という議論はあると思う。また精神の団体のほうがどう考えているのか、ということもあると思う。ただ市の機構もだいぶ変わってきているなかで課題の1つであると思う。機能強化型活動ホームの将来を考えた時に、その辺りをどうしていくかということは考えておくべきかと思う。

(小嶋次長)

どこかで連結できる場所を持っていたほうが良いと思う。マンパワーにしても、市で情報が集約されていくと思うが、市ではない部分でも3障害で情報が一定程度あって、地域のつなぎに役立てていく、ということかと考える。

(谷口委員長)

1つずつベルトを掛けていく必要があると思う。支援センターとして市の精神障害者団体と意見交換すべきではないか。

(小嶋次長)

次回の運営委員会より、市精連の菊地さんが運営委員として参加されるので、運営委員会の場でも色々議論できると思う。

(三橋委員)

今後作業所や GH を設置する団体に対して、クリアしなければならないことや理念を伝えていくことかをどこが担っていくのかを考えなくてはならないと思う。「支援センターはとてもうるさい」という向きもあるが、うるさいことはとても大切で、ただうるさいわけではなく必要なことを伝えているから、うるさいと感ずることがあるわけで、特に立ち上げの頃は絶対に必要なことだと思う。支援センターの役割を考えると、共通の思いになればいいなと思う。

(谷口委員長)

団体支援とは違う視点になるが、サービス評価という部分を担うようになるのではないかと。更に違う話になってしまうが、先ほど精神については退院促進があるが、その他の障害者について施設入所者の退所、住み替え促進はやっていけるのか。

(鈴木係長)

地域移行ということで、施設職員対象に地域移行支援マニュアルを整備している。15年度、16年度の実績をみると全市で50人程度が入所施設から地域移行している。17年度で20名程度。その理由としては家族がせっかく入った施設から退所させたくない、施設外での生活をなかなか想像できないということだと思う。地域移行の取り組みはこれまで法人ごとになされてきたが、外へ出て行くのがきつい人たちが施設にいるのではという状況もある。

(谷口委員長)

地域移行については、先日の入所施設待機者調査の結果もあるので、今後の課題だと思う。

(室津委員)

GHは1ホーム、1運営委員会ということではスタッフ数が1人か2人なので運営が上手くいかないこともある。運営基盤をどうしていくか、スタッフを支えるスタッフという役割の人や事務を行なう人がいないので、2段階の人が必要である。GH4つか5つ位に1つの運営委員会があって、そこに全GHの事務を行うスタッフを1人置くことを要望している。ぜひ横浜市には検討していただきたい。GH自体は運営基盤の強化がまだ行なわれていない。運営基盤の強化によって自立をしていくとすれば支援センターの関わりも変わっていくだろうと思う。むしろ変わっていかないとおかしいと思う。そこで支援センターがどういう関わりをもつかは大きな課題だと思う。引き続き必要なのは新しく立ち上げた、まだ力の弱いGHをどう支援していくのかという機能はこれからも支援センターが持ち続けないと、新しいGHは立ち上がらないと思う。待機者調査ででてきたGHに入れなかった人や施設退所者を含めて、GHとどう繋いでいくのか、この機能は今以上に強化していかないと、GHはどこかの作業所にいるメンバーで作るといってしか出来てこない。利用したい人がアクセスする方法が無いので、支援センターの今後の役割だと思う。

(三橋委員)

このアンケートで、情報が届いていない人、高齢者で障害者の介護をしている人、父子世帯の方など色々な方の状態が把握できた。こういう状態の方々にどこが支援するのかを考えた時に、支援センターの役割があると思う。こちらから出向いていく、高齢の人に何か提供できるものがあるのではないかと、どこが担うのかをシンポジウム以降に考えていければいいと思う。

(室津委員)

今回のアンケートで30%の人が、相談相手がいなくてと回答し、相談したいことがあったら連絡先を記入してください、という内容に対して非常に多くの回答があった。支援センターを含めた団体に相談したい人がいっぱいいて、そういう意味での信頼が支援センターにはあるのだと思う。自分には相談相手がいなくてと方にとって支援センターという役割は相当大きいと思

う。相談というのは何重にもなければ漏れてしまうので、その何重もの相談の1つとして支援センターの個人支援が必要だと思う。

(小嶋次長)

支援センターとして一層、取組む必要があるとの結論になっている。個人の受け皿として、どこもカバーできないときの最後のセーフティーネットとして置いておいたほうが良い。それを支援センターが出来る限り担っていくほうが良いという意見が多い。

(室津委員)

支援センターは今までやっていたことを全部やって、新しいことをやっていくというのではなくて、今までやっていたことで、やらなくて良いことはやらないで新しいことを展開していくということで、そういった意味では活動ホームの運営基盤を強化してそこでやれる力をつけて、支援センターの支援を減らせるところから減らしていくことができるのではないかと。

(小嶋次長)

その上で新しい団体を育てていくということ。その役割を担うには支援センターがツールをもっていないとできないこと。それが作業所であったり GH 事業であった。団体を育てていくという意味で、市の事業を支援センターがツールとして持つことを市は今後も認められるのか。

(鈴木係長)

法人格を取得した後も支援センターがなくては運営できないという法人とはなんだろう。法人格を取得した団体がどう変わっていくのか明確ではないので、支援センターがどのように関わるのかも見えていない。将来的には自立を図っていただきたい。

(谷口委員長)

法人ができた後にどういう局面で関わるのか整理しておかないといけないということ。

(原田委員)

法人ができたからそれで支援がなくなるということではなくて、NPOを支援するNPOがあるので法人が出来たことで支援がなくなるというわけではない。本来のミッションからすると障害のある人たちにどう質の良い支援を提供するかというところで、法人を作ったところで事務量は多くなるし、そういったところを支援センターがどう支援していくか、NPOのミッションが機能するために支援する役割、それがましてや社協であれば、社協はそれをするミッションがある訳なので、支援センターの法人を支援する役割はあると思う。出来上がったところをどうするのか、唯でさえ作業所の職員が足りなくて困っているのに、事務ばかりに人を取られて支援ができなくなったら本末転倒になってしまうので、そういう部分の役割は必ずあると思う。もう一方でそれだけの支援では今の時代足りないと思うので、新規の支援の役割は何かを考える時にいつも感じるのは、支援センターの団体支援と社協の団体支援とがいつもごっちゃになってしまうということ。一体化した以上、社協として何が出来るのかという整理と、支援センターとして、よりスペシャリクな専門機能をもっているところでの機能を分けたほうが良いと思う。社協として地域福祉の推進としての視点での団体支援というと、前から

議論がある販路拡大や、社協のなかに営業部隊がしっかりあって、それぞれの作業所で作っているものを作業所ごとにやるのではなくて、社協のブランドとして販売をやっていくとか、作業所が必死になって細かい製品開発をするのではなくて市社協として製品開発から販路まで一体でやっていくとか、団体にスケールメリットを活かした支援のあり方というのは、支援センターとは別のチャンネルでどういう団体支援ができるかということについて、ニーズを拾ってきて議論を進めるべきだと思う。

(谷口委員長)

ウィリングではどのようなことを展開しているのか。障害者関係の研修の体系をどうしていくか、それから団体支援のなかに燃え尽きやうつ病対策を研修として手を打っていく必要があるのではないかと思う。研修体系と同時に職場でそういった問題が生じた時にどう対応していくか、ということと、どういう支援があり得るのかということウィリングあたりが考えて頂きたいと思う。

(小嶋次長)

カウンセリングの部門をもっていて、実際にいろいろなところの職員に勧めている。

(池田課長)

そこに行くまでに踏ん切りがつくかどうか、という問題もある。

(小嶋部長)

今は電話で予約を取っているが、一步踏み出しやすくするためにインターネットを使った相談というものも課題にある。情報の保護をどうするかという問題もあるし、趣味的に活用されてしまう恐れがあり、そこへの対応も必要になってくると思われる。

(原田委員)

職員に対する福利厚生は、社協として何かおこなっているか。

(半田課長)

横浜市の中小的な会社を支援していくものがあるが、市が母体となって出資されている「ハマふれんど」という共済制度がある。

(三橋委員)

社協のなかに年金共済がなかったか。加入していると思っているが、入ろうと思えば加入できるものではないのか。

(小嶋次長)

一度使えるサービスを情報提供しておいたほうが良い。

(原田委員)

先ほどの年金共済は会員にならなくても良いのか。

(武井課長)

会員が条件である。

(谷口委員長)

社協の会員になるメリットと言えるのではないかと。相談支援のなかで社協が市民パートナーのような市民を育てながらくっつけていくようなことも多極化する相談のなかで必要であるということもあるのではないかと。

(小嶋次長)

支援センターの行っているモニター委員も市民レベルで社協のネットワークを活かして推薦いただいて導入していければと思っているが、誰でも良いというわけでもない。守秘義務も当然あるし、見ていく目も必要である。そういった意味では相談や評価でも市民の目がほしいところではある。

(室津委員)

NPOの中間支援組織の話のだが、そのイメージではどこに支援してもらうかはNPOが選択するわけで、そこがまず形が違うところ。また逆にいうと支援センターが元運営委員会の作業所の支援だけというのは限定できないと思う。一定小規模な法人であれば希望するところは支援する、という切り替え方にしないと説明が難しいと思う。その辺りをどう整理するのか、逆にいうとその部分は有料でも良いのかと思うが。

(小嶋次長)

活動ホームや作業所の皆さんにも、これから組織の良さを活かしながらどのように展開していくかということを見取っていただくための議論をお願いしている。その辺りの報告を逐次いただきながら、中間まとめに入っていきたいと思っている。団体からの意見を頂いて次回の議論に活かしたいと思う。

(谷口委員長)

一体化した頃の状況から、今日の状況を見比べるとまるで変わってきているように感じる。

次回日程：5月22日（火） 午後3時～5時

ラポール3階 会議室Ⅱ